

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続※)を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

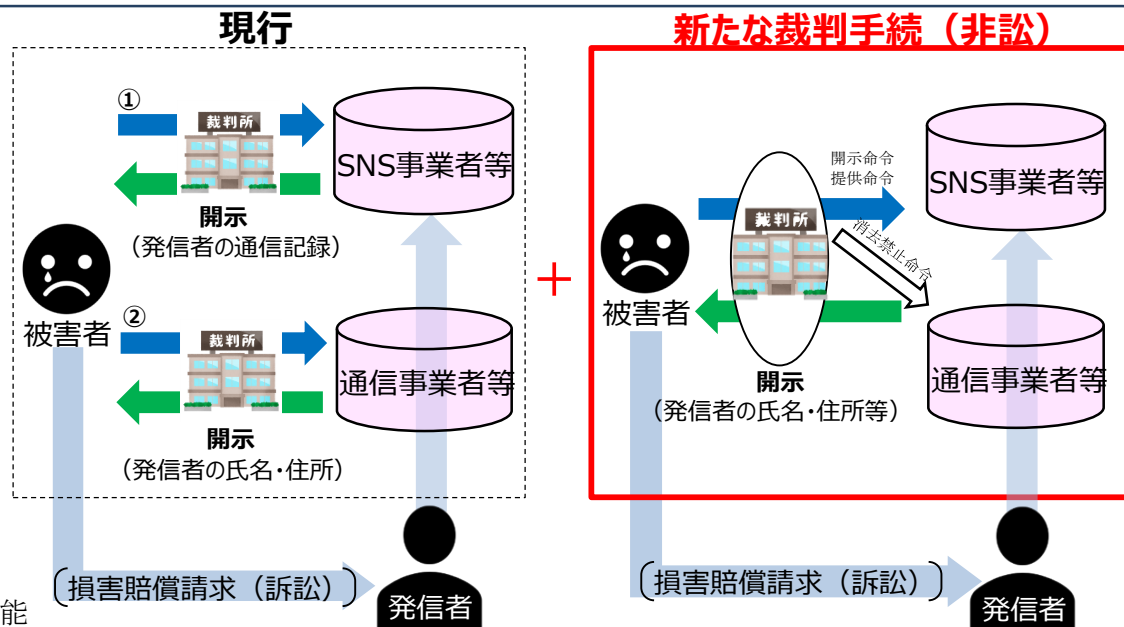
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

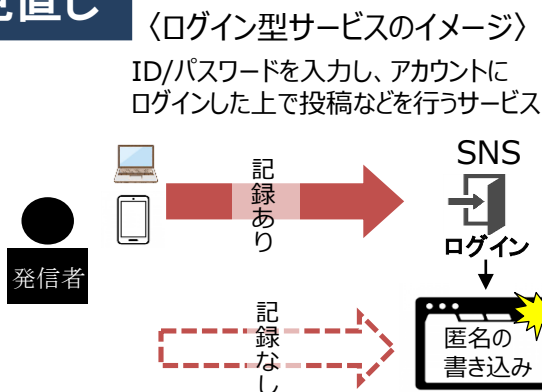


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



3. その他

【改正事項】

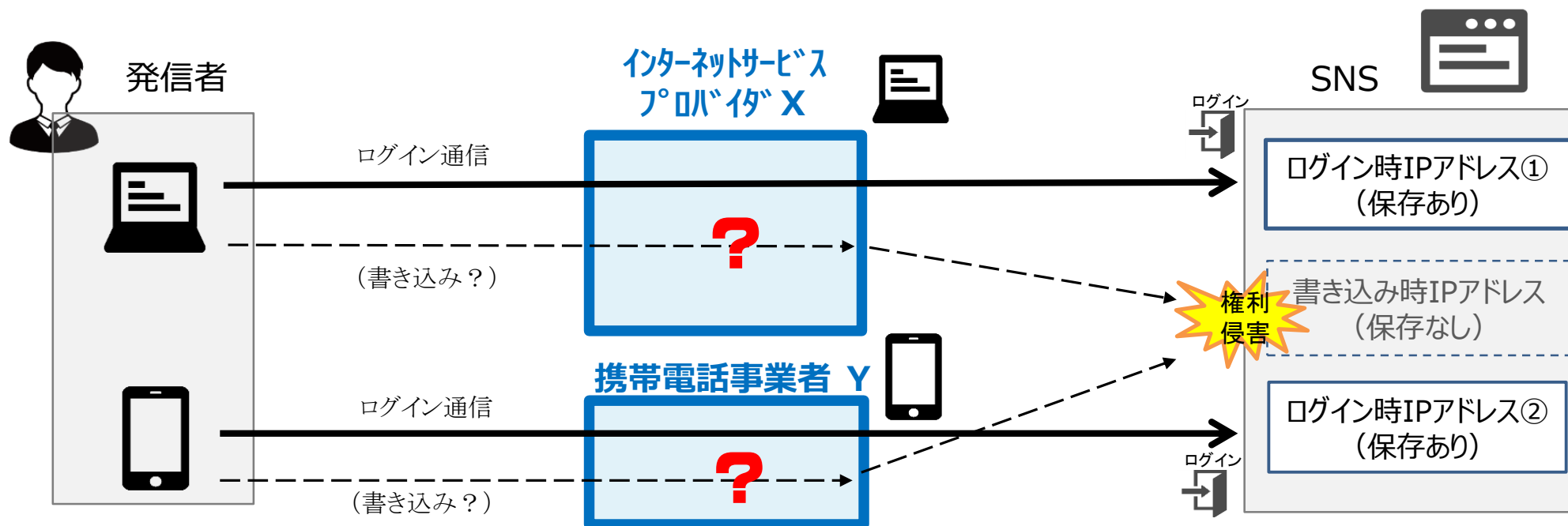
- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。 ※新たな裁判手続及び現行手続(訴訟手続及び任意開示)の場合

(公布日：令和3年4月28日)

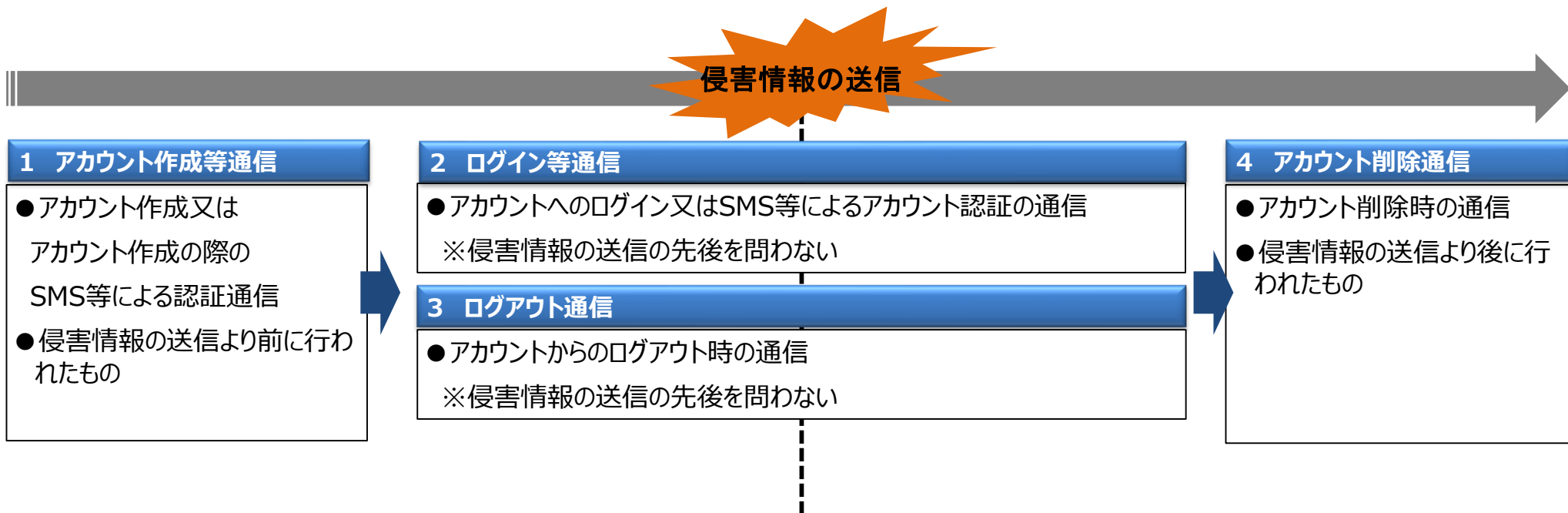
- ユーザID等を入力することにより自らのアカウントにログインした状態で投稿を行うことのできるログイン型サービスの中には、サービスにログインした際のIPアドレス等（ログイン時情報）は記録しているが、投稿した際のIPアドレス等は記録していないものもある。
- ログイン時情報が開示対象となるか否かについては、改正前の法第4条第1項の文言上、開示する義務を負う「開示関係役務提供者」とは、特定電気通信の用に供した者とされており、開示しなければならない情報は「当該権利の侵害に係る発信者情報」とされていることを巡り、裁判例も分かれている状況であった※1、2。
- そこで、円滑な被害者救済を図るため、発信者の特定のために必要となる一定の場合については、ログイン時等の通信に係る発信者情報（ログイン時IPアドレス等）の開示請求を可能にしたもの（→法第5条第1項において「**特定発信者情報**」の開示を求める請求権を創設）。

※1 肯定例として、東京高判平成26年5月28日判時2233号113頁、東京高判平成30年6月13日判時2418号3頁

※2 否定例として、東京高判平成26年9月9日判タ1411号170頁、東京高判平成29年1月26日（20頁参照）、知財高判平成30年4月25日



■ 侵害情報の発信者が行った以下に掲げる類型に該当する通信であって※1、それぞれ侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの※2を法第5条第3項に規定する「侵害関連通信」として省令に規定（施行規則第5条）。



※1 いずれの類型も、SNS等のウェブサイトやアプリ上で定められた手順に従って行った通信を意味し、担当者への問合せメールの送信等は含まれない。

※2 侵害関連通信に該当する範囲を、発信者の特定の観点から、必要最小限の範囲に限定するもの。例えば、特定電気通信役務提供者が記録を保有している通信の内、他の通信との比較において侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信がこれに該当することとなる。

発信者情報の種類

- 開示対象となる発信者情報は、施行規則第2条において限定列挙。
- 現行法上発信者情報として規定されているものに加え、「専ら侵害関連通信に係る情報」等を追加。

※下線が改正に伴い追加されたもの

発信者情報（法第2条第6号・施行規則第2条）

A 特定発信者情報以外の発信者情報（法第5条第1項柱書）

- (1) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称
- (2) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所
- (3) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号
- (4) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者のSMTPメールアドレス
- (5) 侵害情報の送信に係るIPアドレス及び組み合わされたポート番号
- (6) 侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号
- (7) 侵害情報の送信に係るSIM識別符号
- (8) (5)～(7)に対応するタイムスタンプ

B 特定発信者情報（＝専ら侵害関連通信に係る発信者情報）（法第5条第1項柱書）

- (9) 専ら侵害関連通信に係るIPアドレス及び組み合わされたポート番号
- (10) 専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号
- (11) 専ら侵害関連通信に係るSIM識別符号
- (12) 専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号
- (13) (9)～(12)に対応するタイムスタンプ

- (14) 発信者その他の侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号

特定発信者情報の開示に係る要件（補充的な要件）

- ログイン時情報等の侵害関連通信に紐付く発信者情報（特定発信者情報；法第5条第1項、同条第3項）の開示を受けるためには、①権利侵害の明白性、②開示を受ける正当な理由のほか、③**法第5条第1項第3号に列挙された、次のいずれかに該当すること【補充的な要件】**が必要。
 - イ 当該特定電気通信役務提供者が当該開示の請求に係る発信者情報（特定発信者情報を除く。）を**保有していないと認めるとき**
 - ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって**総務省令で定めるもの**のみであると認めるとき
 - (1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
 - (2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報
 - ハ 当該開示の請求をする者が**この項の規定により開示を受けた発信者情報**によっては当該開示の請求に係る**侵害情報の発信者を特定することができない**と認めるとき

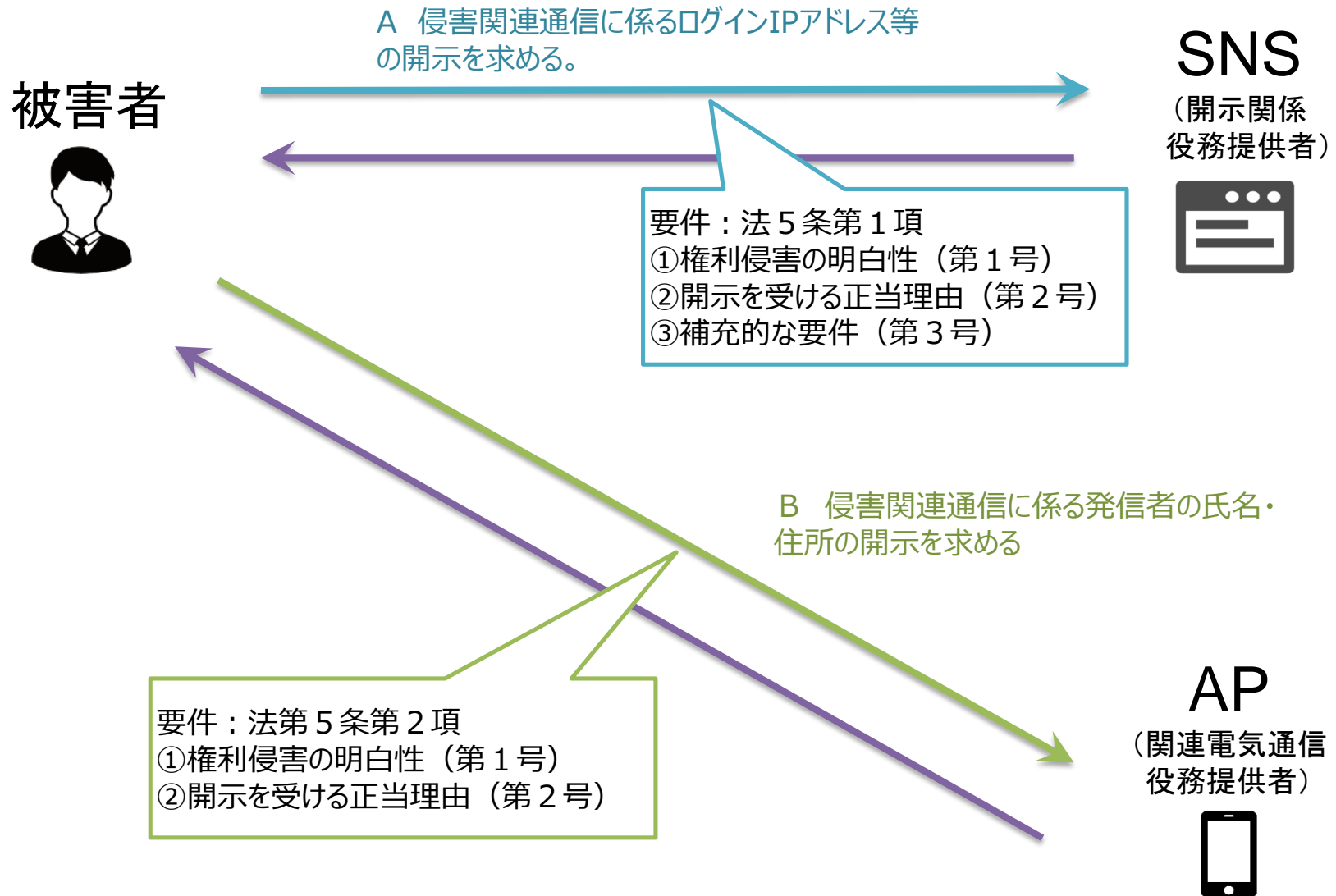
発信者情報と特定発信者情報における開示要件の比較

開示要件	発信者情報の開示請求※1	特定発信者情報の開示請求
①権利侵害の明白性 (法第5条第1項第1号)	○	○
②開示を受ける正当理由 (法第5条第1項第2号)	○	○
③補充的な要件 (法第5条第1項第3号)	—	○

※1 開示要件に変更なし。

※ 侵害関連通信を媒介した関連電気役務提供者に対する開示請求における開示要件は①及び②（法第5条第2項）

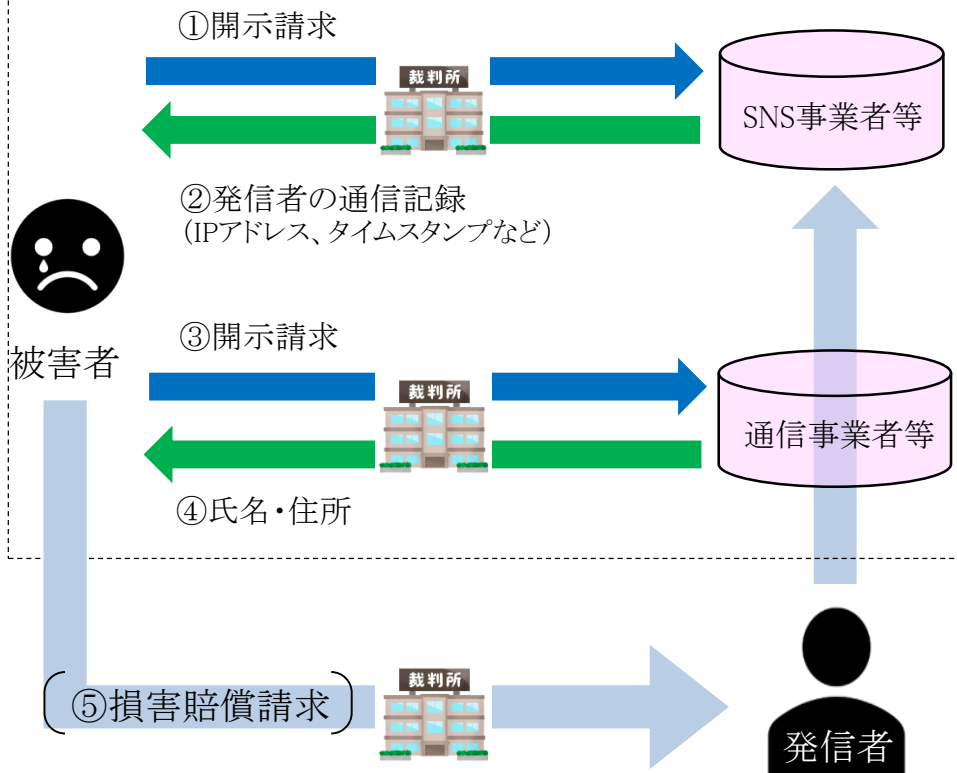
- 権利侵害投稿に紐付く通信ではない、**それ自体では適法な通信**（ログイン通信等を想定。新法において「**侵害関連通信**」と呼称）を辿って発信者を特定する場合として、以下の流れが想定される。



新たな裁判手続の創設

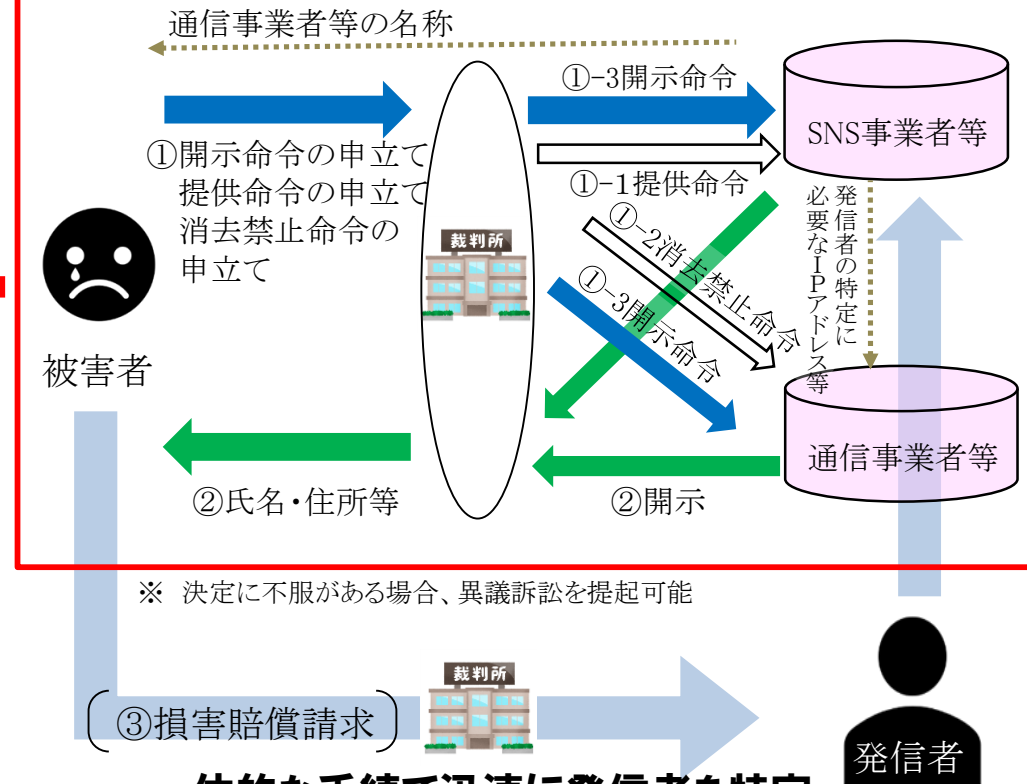
- 現行法に基づき裁判所に開示請求を行った場合、発信者を特定するためには①SNS事業者等からIPアドレス（インターネット機器に割り当てられた識別番号。インターネット上の住所に相当）等の開示を受けたのち、②通信事業者等から氏名・住所の開示を受けるための裁判を行うという、2段階の裁判手続を経ることが一般的。
- 本改正では、非訟手続（訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。）により、開示命令、提供命令及び消去禁止命令の申立てを裁判所において一体的な手続として取り扱うことを可能にすることにより、事案の柔軟かつ迅速な解決を図る。また、裁判管轄等、裁判手続に関し必要となる事項を定める。

現行の手続（仮処分＋訴訟）



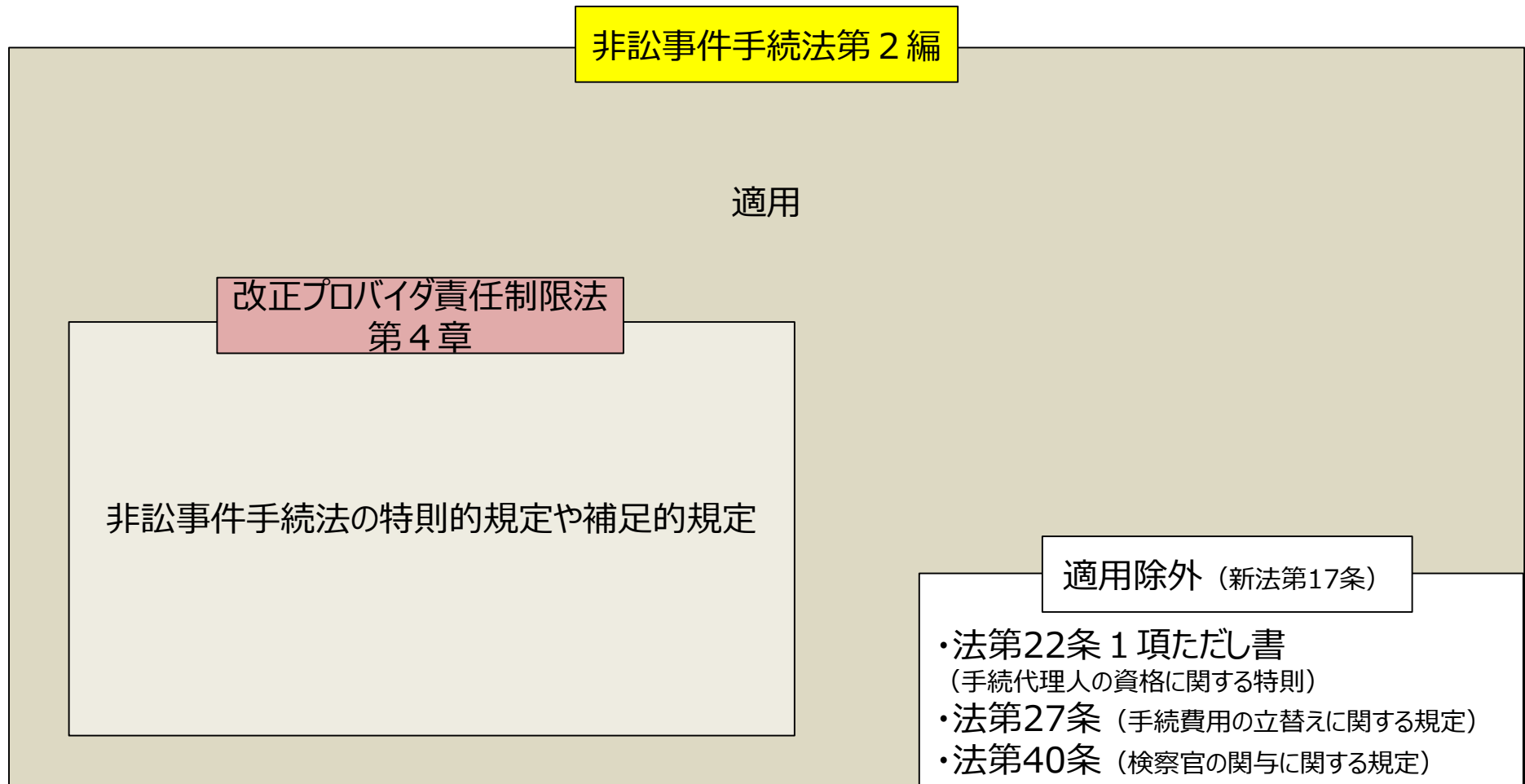
発信者の特定に2段階の手続を要する
(被害者の権利回復に3段階)

新たな裁判手続（非訟）



一体的な手続で迅速に発信者を特定
(被害者の権利回復に2段階)

- 開示命令事件は、非訟事件手続法第3条の「非訟事件」に該当し、非訟事件手続法第2編が適用される。
- 新法では、第4章において、開示命令事件を処理するための手続として、非訟事件手続法第2編の特則的規定や補足的規定を設ける一方、同編の規定のうち不要なものは適用除外とする旨の規定を第17条で設けている。



- 開示請求について、事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、新たな裁判手続（非訟手続）として、裁判所による3つの命令を創設。
- これにより、SNS事業者等に対する開示命令の申立てと通信事業者等に対する開示命令の申立てについて、一体的に（併合）審理し、一つの手続きにより開示可能とした。

①開示命令（法第8条）

- 発信者情報開示に係る審理を簡易迅速に行うことができるようにするため、（従来の訴訟手続に加えて）決定手続により、SNS事業者等に対して、その保有する発信者情報の開示を命ずることができることとしたもの。

②提供命令（法第15条）

- 二段階の裁判手続に係る課題（CPとの裁判中にAPの保有する発信者情報が消去されるおそれや、同一の要件の審理を二回行う必要があること）に対応するため、SNS事業者等に対する、以下の命令を可能としたもの。
 - i. 保有する発信者情報（例：IPアドレス・タイムスタンプ）により特定される他の開示関係役務提供者（APを想定）の氏名等の情報を申立人に提供すること※（→これにより、申立人は、二段階目の相手方を知ることができる。）
 - ii. 申立人から、iでその氏名等を提供された他の開示関係役務提供者に開示命令を申し立てた旨の通知を受けた場合、保有する発信者情報（例：IPアドレス・タイムスタンプ）を当該他の開示関係役務提供者に提供すること（→これにより、当該他の開示関係役務提供者は、開示命令の申立てに係る発信者情報の保有の有無の確認等が可能となる。）。

※ 名称等が明らかにならなかった場合にはその旨

③消去禁止命令（法第16条）

- 開示命令事件の審理中に発信者情報が消去されることを防ぐため、開示命令の申立てに係る事件（異議の訴えが提起された場合にはその訴訟）が終了するまでの間、その保有する発信者情報の消去禁止を命ずることを可能としたもの（これにより発信者情報の保全ができる。）。

(参考) 新たな裁判手続における3つの命令の関係について

- 新たな裁判手続（非訟手続）により、SNS事業者等に対する開示命令の申立てと通信事業者等に対する開示命令の申立てについて、一体的に（併合）審理し、一つの手続きにより開示可能とする。
- SNS事業者等に対する開示命令に先立って、通信事業者等に対する申立てを可能とするとともに、開示命令までの間に該当するログの迅速な保全を可能とするために、新たに提供命令及び消去禁止命令の申立てを規定。

開示命令の申立ての一体的な審理(①及び②)

